平成２２年（フ）第７２号
徳島県阿南市柳島町高川原70番地３
債務者　神谷　　廣
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第３７号
高知市鴨部1035番地３
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２号
長崎県雲仙市吾妻町田之平名1836番地
債務者　立山木綿花
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第９号
富山県中新川郡上市町広野新135番地
債務者　酒井惠美子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３号
富山市向新庄町５丁目２番56号
債務者　水野　義幸
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０号
富山市問屋町１丁目11番41―501号　ウェルシィ上冨居、前住所富山市清風町110番地
債務者　若林さおり
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８６７号
大阪市旭区生江３丁目16番11―501号
債務者　今池　和子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９４７号
大阪市中央区上本町西２丁目５番15号
債務者　森藤　聡子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４４３号
大阪市西区九条２丁目12番25号
債務者　杉本　憲一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６５４号
大阪府寝屋川市高宮あさひ丘７番５号
債務者　荒木　雅弘
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７４９号
大阪府守口市金田町１丁目23番19号
債務者　梅本冨美子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８８０号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目６―18　シンセイハイツ508号室、住民票上の住所大阪市西成区玉出西１丁目３番25号　玉出コーポ406
債務者　大山建装こと　大山　裕一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７号
大阪市港区弁天４丁目１番16号　ラ・カーサ702号
債務者　細田　健一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３２号
大阪府高槻市松川町17番２号の３
債務者　佐藤　真理
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３５号
大阪府高槻市萩之庄５丁目20番２―115号
債務者　永野　良市
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７３号
大阪市住吉区長居東１丁目11番37号
債務者　インテリア希望こと　江塚　敏広
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４号
大阪府池田市畑３丁目５番22号　102
債務者　荒木　泰行
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２２号
大阪市住吉区殿辻２丁目２番21―201号
債務者　大倉詩乃美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部